

医政発 0710 第 2 号
老発 0710 第 3 号
保発 0710 第 2 号
平成 30 年 7 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

厚生労働省老健局長
(公印省略)

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援
臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の
運営について」の一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号)の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)により行われているところであるが、管理運営要領を別紙新旧対照表のとおり改め、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

新	旧
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 基金管理事業の実施</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 基金の取崩し</p> <p>① (略)</p> <p>② 都道府県は、各年度の都道府県計画を実施するに当たり、当該年度毎に決定された交付額（都道府県の負担を含む。）<u>及び運用益</u>の範囲内で各基金事業に充当するものとする。</p> <p>なお、当該年度の交付額の一部を翌年度以降に執行することを妨げる趣旨ではなく、その場合は、当該都道府県計画を必要に応じて変更することにより執行は可能である。また、当該執行の取扱いについては、別途定める。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>第3 基金事業の実施</p> <p>(1) 基金事業の対象</p> <p>基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象とする。</p> <p>① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設<u>又は</u>設備の整備に関する事業</p> <p>②~⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 基金管理事業の実施</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 基金の取崩し</p> <p>① (略)</p> <p>② 都道府県は、各年度の都道府県計画を実施するに当たり、当該年度毎に決定された交付額（都道府県の負担を含む。）の範囲内で各基金事業に充当するものとする。</p> <p>なお、当該年度の交付額の一部を翌年度以降に執行することを妨げる趣旨ではなく、その場合は、当該都道府県計画を必要に応じて変更することにより執行は可能である。また、当該執行の取扱いについては、別途定める。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>第3 基金事業の実施</p> <p>(1) 基金事業の対象</p> <p>基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象とする。</p> <p>① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設<u>または</u>設備の整備に関する事業</p> <p>②~⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

新	旧
<p>第4 基金事業を実施する場合の条件</p> <p>(1) 都道府県が基金事業を実施する場合 都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として基金事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に、当該仕入控除税額の全部又は一部を基金に納付させることがある。</p> <p>⑧ <u>充当すべき基金の額が確定した場合において、既にその額を超える額を都道府県が基金から取り崩しているときは、その超える部分について、基金に納付しなければならない。</u></p> <p>(2) 都道府県の助成により事業者が基金事業を実施する場合 都道府県が、事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする(ただし、(3)に定める場合は除く。)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に納付しなければならない。</p> <p>⑩ <u>交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について都道府県に納付しなければならない。</u></p> <p>⑪ 基金事業を行う者が①から⑩までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>(3) 市町村の助成により事業者が基金事業を実施する場合 都道府県が、市町村の助成により事業者が実施する基金事業に対して、こ</p>	<p>第4 基金事業を実施する場合の条件</p> <p>(1) 都道府県が基金事業を実施する場合 都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として基金事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に、当該仕入控除税額の全部又は一部を基金に<u>返還</u>させることがある。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 都道府県の助成により事業者が基金事業を実施する場合 都道府県が、事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする(ただし、(3)に定める場合は除く。)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に<u>返還</u>しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑩ 基金事業を行う者が①から⑨までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>(3) 市町村の助成により事業者が基金事業を実施する場合 都道府県が、市町村の助成により事業者が実施する基金事業に対して、こ</p>

新	旧
<p>の基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町村に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>①～③（略）（略）</p> <p>④ 市町村が、事業者が実施する基金事業に対して、都道府県からの助成金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア～ク（略）</p> <p>ケ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。</p> <p><u>コ 交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町村に納付しなければならない。</u></p> <p>サ 基金事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</p> <p>⑤～⑥（略）</p> <p>⑦ ④のケにより事業者から助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>⑧（略）</p> <p>⑨ <u>④のサにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</u></p> <p>（４）～（６）（略）</p> <p><u>（７）（２）の⑪及び（３）の⑨により事業者又は市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</u></p>	<p>の基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町村に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 市町村が、事業者が実施する基金事業に対して、都道府県からの助成金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア～ク（略）</p> <p>ケ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>コ 基金事業を行う者がアからケまでにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</p> <p>⑤～⑥（略）</p> <p>⑦ ④のケにより事業者から助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>⑧（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（４）～（６）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p>第5（略）</p> <p>第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了 （1）～（3）（略） <u>（削除）</u></p> <p>（4）基金の解散は、次に掲げる精算手続が全て完了した上で行うものとする。</p> <p>① <u>第2の（3）の②に規定する各年度の都道府県計画における第3の（1）の①、②及び④の全ての事業が完了した場合又は第3の（1）の③及び⑤の全ての事業が完了した場合、都道府県知事は、完了した年度の実績が確定した後、速やかに厚生労働大臣あて別葉1又は別葉2により報告を行うこととする。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の（2）の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。</u></p> <p>② <u>事業が完了したときに保有する基金の残余额（運用益を含む。）がある場合は、国からの交付金の交付年度及び交付金毎に、これに3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。</u></p> <p>③ <u>厚生労働大臣の指示に従い、残余额の国庫納付を行うことで、精算手続きを完了したものとする。また、残余额が無い場合においては、別葉1又は別葉2による報告を行うことで精算手続きを完了したものとする。</u></p> <p>（5）<u>精算手続き完了後において、事業者からの納付等が生じた場合は、別葉3により、国からの交付金の交付年度及び交付金毎に、これに3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。</u></p>	<p>第5（略）</p> <p>第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了 （1）～（3）（略） <u>（4）（3）の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。</u></p> <p>（5）基金の解散は、精算手続が全て完了した上で行うものとする <u>なお、基金を解散する場合には、交付要綱に基づき国庫に返還しなければならない。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p>(6) 基金を解散（終了）する前に残余额の一部について基金事業の実施の見込みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。</p> <p>(7) 基金の保管額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると厚生労働大臣が認め、助成金の全部又は一部に相当する額の納付を命じた場合には、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。</p> <p><u>(8) (3) から (7) の期限内に基金への充当又は国庫納付がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当又は国庫納付を併せて命ずるものとする。</u></p>	<p>(6) 基金を解散（終了）する前に残余额の<u>全部又は一部</u>について基金事業の実施の見込みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に<u>返還</u>しなければならない。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。</p> <p>(7) 基金の保管額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると厚生労働大臣が認め、助成金の全部又は一部に相当する額の<u>返納</u>を命じた場合には、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に<u>返納</u>しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第7 基金事業の実績報告等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事から厚生労働大臣への報告</p> <p>都道府県知事は、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに、当該基金事業に係る目標の達成状況を評価し、実績報告を作成するとともに、基金に係る保管額等とあわせて別紙様式1及び別紙様式2により厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(3) 基金の経理</p> <p>基金事業の実績報告（事業者からの納付金を含む。）をする際には、国からの交付金の交付年度毎に経理を区分しなければならない。</p> <p>その際、交付金が医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金それぞれから交付された場合には、年度の他に交付金毎に経理を区分しなければならない。</p>	<p>第7 基金事業の実績報告等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事から厚生労働大臣への報告</p> <p>都道府県知事は、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに、当該基金事業に係る目標の達成状況を評価し、実績報告を作成するとともに、基金に係る保管額等とあわせて別紙様式により厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(3) 基金の経理</p> <p>基金事業の実績報告をする際には、国からの交付金の交付年度毎に経理を区分しなければならない。</p> <p>その際、交付金が医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金それぞれから交付された場合には、年度の他に交付金毎に経理を区分しなければならない。</p>

新

第 8 (略)

(別表) 都道府県が公表すべき事項 (略)

旧

第 8 (略)

(別表) 都道府県が公表すべき事項 (略)

新	旧
<p>別記 1 - 1</p> <p style="text-align: center;">介護施設等の整備に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。</p> <p>また、地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>小規模 (定員 29 人以下) な介護医療院</u></p> <p>エ <u>小規模 (定員 29 人以下) な養護老人ホーム (地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム)</u></p> <p>オ <u>小規模 (定員 29 人以下) の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス (ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。)</u></p> <p>カ <u>低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 20 年厚生労働省令第 107 号)」第 34 条の規定に定める都市型軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65 平方メートル (収納設備を除く) 以上とすることが望ましい。)</u></p> <p>キ <u>認知症高齢者グループホーム</u></p> <p>ク <u>小規模多機能型居宅介護事業所</u></p>	<p>別記 1 - 1</p> <p style="text-align: center;">介護施設等の整備に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。</p> <p>また、地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>ウ <u>小規模 (定員 29 人以下) な養護老人ホーム (地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム)</u></p> <p>エ <u>小規模 (定員 29 人以下) の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス (ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。)</u></p> <p>オ <u>低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 20 年厚生労働省令第 107 号)」第 34 条の規定に定める都市型軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65 平方メートル (収納設備を除く) 以上とすることが望ましい。)</u></p> <p>カ <u>認知症高齢者グループホーム</u></p> <p>キ <u>小規模多機能型居宅介護事業所</u></p>

新	旧
<p>ケ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>コ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>サ 認知症対応型デイサービスセンター</p> <p>シ 介護予防拠点</p> <p>ス 地域包括支援センター</p> <p>セ 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。以下同じ。）</p> <p>ソ 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ</p> <p>タ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設等から介護老人保健施設等への転換の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 介護医療院</u></p> <p><u>(エ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</u></p>	<p>ク 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>ケ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>コ 認知症対応型デイサービスセンター</p> <p>サ 介護予防拠点</p> <p>シ 地域包括支援センター</p> <p>ス 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。以下同じ。）</p> <p>セ 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ</p> <p>ソ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ウ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</u></p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ <u>介護医療院</u> ・ 認知症高齢者グループホーム <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>介護療養型医療施設等転換整備支援事業</u></p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。<u>また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。</u></p> <p>なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、<u>c、d及びj</u>については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。<u>また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、平成35年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a 介護老人保健施設 <u>b 介護医療院</u> <u>c ケアハウス</u> <u>d 有料老人ホーム</u>（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。） <u>e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>（社会福祉法人を設立等する場合） <u>f 認知症高齢者グループホーム</u> <u>g 小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>h 看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ <u>(新設)</u> ・ 認知症高齢者グループホーム <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>介護療養型医療施設転換整備支援事業</u></p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、<u>b、c並びにi</u>については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 介護老人保健施設 ・ <u>(新設)</u> <u>b ケアハウス</u> <u>c 有料老人ホーム</u>（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。） <u>d 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>（社会福祉法人を設立等する場合） <u>e 認知症高齢者グループホーム</u> <u>f 小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>g 看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>

新

i 生活支援ハウス

j 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）

第5条の規定により登録されている賃貸住宅。

(イ) (略)

3 助成額の算定方法

(1) (略)

(2) 財政上の特別措置

(略)

1 区分	2 対象施設の種類の	3 加算額
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス ・介護医療院 	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

(3) (略)

4 (略)

旧

h 生活支援ハウス

i 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）

第5条の規定により登録されている賃貸住宅。

(イ) (略)

3 助成額の算定方法

(1) (略)

(2) 財政上の特別措置

(略)

1 区分	2 対象施設の種類の	3 加算額
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス （新設） 	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

(3) (略)

4 (略)

別表 1-1 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム	2,000～4,270千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	25,000～53,400千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～53,400千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,270千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,270千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,700千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～32,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～32,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～32,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,300千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・介護予防拠点	8,500千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・地域包括支援センター	1,130千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・生活支援ハウス	34,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,130千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・施設内保育施設	11,300千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護施設等の合築等			
・地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、別記1-1の2の(1)の事業対象施設と合築・併設	2,000～4,270千円の範囲で都道府県知事が定める額に1.05を乗じた額	整備床数	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,500千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			

別表 1-1 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム	2,000～4,270千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	25,000～53,400千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
(新設)	(新設)	(新設)	
・小規模な養護老人ホーム	2,270千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,270千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,700千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～32,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～32,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～32,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,300千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・介護予防拠点	8,500千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・地域包括支援センター	1,130千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・生活支援ハウス	34,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,130千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・施設内保育施設	11,300千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護施設等の合築等			
・地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、別記1-1の2の(1)の事業対象施設と合築・併設	2,000～4,270千円の範囲で都道府県知事が定める額に1.05を乗じた額	整備床数	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,500千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
定員30名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム	800千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム				
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
定員29名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム	800千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。		
・小規模な介護老人保健施設				
・小規模な介護医療院				
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			13,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数
・都市型軽費老人ホーム			400千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数
・小規模な養護老人ホーム			400千円 の範囲で都道府県知事が定める額	
・施設内保育施設	4,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)				
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅	200千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 (転換床数)		

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
定員30名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム	621千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
・介護老人保健施設				
（新設）				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム				
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	3,100千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
定員29名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム	621千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。		
・小規模な介護老人保健施設				
（新設）				
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			10,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数
・都市型軽費老人ホーム			310千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数
・小規模な養護老人ホーム			310千円 の範囲で都道府県知事が定める額	
・施設内保育施設	3,100千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費				
・介護老人保健施設 （新設） ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅	156千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 (転換床数)		

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費			
【本体施設】						
定員30名以上の広域型施設	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。			
・特別養護老人ホーム						
・介護老人保健施設						
・介護医療院						
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
・養護老人ホーム						
定員29名以下の地域密着型施設等						
・地域密着型特別養護老人ホーム						
・小規模な介護老人保健施設						
・小規模な介護医療院						
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
・認知症高齢者グループホーム						
・小規模多機能型居宅介護事業所						
・看護小規模多機能型居宅介護事業所						
・都市型軽費老人ホーム						
・小規模な養護老人ホーム						
・施設内保育施設						
【合築・併設施設】						
定員29名以下の地域密着型施設等						
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所						
・認知症対応型デイサービスセンター						
・介護予防拠点						
・地域包括支援センター						
・生活支援ハウス						
・緊急ショートステイ						

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費			
【本体施設】						
定員30名以上の広域型施設	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。			
・特別養護老人ホーム						
・介護老人保健施設						
(新設)						
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
・養護老人ホーム						
定員29名以下の地域密着型施設等						
・地域密着型特別養護老人ホーム						
・小規模な介護老人保健施設						
(新設)						
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
・認知症高齢者グループホーム						
・小規模多機能型居宅介護事業所						
・看護小規模多機能型居宅介護事業所						
・都市型軽費老人ホーム						
・小規模な養護老人ホーム						
・施設内保育施設						
【合築・併設施設】						
定員29名以下の地域密着型施設等						
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所						
・認知症対応型デイサービスセンター						
・介護予防拠点						
・地域包括支援センター						
・生活支援ハウス						
・緊急ショートステイ						

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 → ユニット化」改修	1,130千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
「多床室 → ユニット化」改修	2,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム 		特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	700千円 の範囲で都道府県知事が定める額		整備床数
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 （介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	創設 1,930千円 の範囲で都道府県知事が定める額	転換床数	
			改築 2,390千円 の範囲で都道府県知事が定める額
			改修 964千円 の範囲で都道府県知事が定める額

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 → ユニット化」改修	1,130千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
「多床室 → ユニット化」改修	2,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 （新設） ウ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム 		特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	700千円 の範囲で都道府県知事が定める額		整備床数
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	創設 1,930千円 の範囲で都道府県知事が定める額	転換床数	
			改築 2,390千円 の範囲で都道府県知事が定める額
			改修 964千円 の範囲で都道府県知事が定める額

新	旧
<p>別記 1-2</p> <p>介護施設等の整備に関する事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）</p> <p>1（略）</p> <p>2 対象事業</p> <p>（1）地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。</p> <p>また、地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p><u>ウ</u> 小規模（定員29人以下）な介護医療院</p> <p><u>エ</u> 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）</p> <p><u>オ</u> 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）</p> <p><u>カ</u> 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）</p> <p><u>キ</u> 認知症高齢者グループホーム</p> <p><u>ク</u> 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p><u>ケ</u> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p>	<p>別記 1-2</p> <p>介護施設等の整備に関する事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）</p> <p>1（略）</p> <p>2 対象事業</p> <p>（1）地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。</p> <p>また、地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>ウ</u> 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）</p> <p><u>エ</u> 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）</p> <p><u>オ</u> 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）</p> <p><u>カ</u> 認知症高齢者グループホーム</p> <p><u>キ</u> 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p><u>ク</u> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p>

新			旧		
コ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 サ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設 (2) ~ (3) (略)			ケ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 コ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設 (2) ~ (3) (略)		
3 助成額の算定方法 (1) (略) (2) 財政上の特別措置 (略)			3 助成額の算定方法 (1) (略) (2) 財政上の特別措置 (略)		
1 区分	2 対象施設の種類の種類	3 加算額	1 区分	2 対象施設の種類の種類	3 加算額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・<u>（新設）</u> 	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額
(3) (略)			(3) (略)		
4 (略)			4 (略)		

別表 1 - 2 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
地域密着型サービス施設等の整備				
・地域密着型特別養護老人ホーム	2,000~4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
・小規模な介護老人保健施設	25,000~53,400千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模な介護医療院	25,000~53,400千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模な養護老人ホーム	2,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
・都市型軽費老人ホーム	1,700千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム	15,000~32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・施設内保育施設	11,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
介護施設等の合築等				
・地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、別記1-1の2の(1)の事業対象施設と合築・併設	2,000~4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額に 1.05を乗じた額	整備床数		
空き家を活用した整備				
・認知症高齢者グループホーム	8,500千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・認知症対応型デイサービスセンター				

別表 1 - 2 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
地域密着型サービス施設等の整備				
・地域密着型特別養護老人ホーム	2,000~4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
・小規模な介護老人保健施設	25,000~53,400千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
(新設)	(新設)	(新設)		
・小規模な養護老人ホーム	2,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
・都市型軽費老人ホーム	1,700千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム	15,000~32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・施設内保育施設	11,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
介護施設等の合築等				
・地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、別記1-1の2の(1)の事業対象施設と合築・併設	2,000~4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額に 1.05を乗じた額	整備床数		
空き家を活用した整備				
・認知症高齢者グループホーム	8,500千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・認知症対応型デイサービスセンター				

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等			
・特別養護老人ホーム	800千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム	800千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・都市型軽費老人ホーム	400千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	400千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	4,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等			
・特別養護老人ホーム	621千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・介護老人保健施設			
（新設）			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム	621千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・小規模な介護老人保健施設			
（新設）			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・都市型軽費老人ホーム	310千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	310千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	3,100千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	

新

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30名以上の広域型施設	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

旧

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30名以上の広域型施設	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
(新設)			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム			
・小規模な介護老人保健施設			
(新設)			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

新	旧
<p>別記2</p> <p style="text-align: center;">介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p><u>(12) 介護に関する入門的研修の実施、生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業</u></p> <p><u>イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業</u> <u>介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。</u></p> <p><u>ロ 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業</u> <u>訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。</u></p> <p><u>(13) 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業</u> <u>介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。</u></p> <p><u>(14) 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業</u></p> <p><u>イ 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業</u> <u>介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部について助成する。</u></p> <p><u>ロ 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業</u></p>	<p>別記2</p> <p style="text-align: center;">介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>留学生の受入を円滑に進めるため、留学を希望する者と介護福祉士養成施設あるいは介護施設等とのマッチングとして、留学を希望する者からの情報収集や日本の介護福祉士養成施設等に関する情報提供などの実施に必要な経費に対して助成する。</p>	
<p>(15) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ～ハ (略)</p>	<p>(12) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ～ハ (略)</p>
<p>(16) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業 (略)</p>	<p>(13) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業 (略)</p>
<p>(17) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業 (略)</p>	<p>(14) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業 (略)</p>
<p>(18) 潜在介護福祉士の再就業促進事業 (略)</p>	<p>(15) 潜在介護福祉士の再就業促進事業 (略)</p>
<p>(19) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業 (略)</p>	<p>(16) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業 (略)</p>
<p>(20) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 (略)</p>	<p>(17) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 (略)</p>
<p>(21) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業 (略)</p>	<p>(18) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業 (略)</p>
<p>(22) 権利擁護人材育成事業 (略)</p>	<p>(19) 権利擁護人材育成事業 (略)</p>
<p>(23) 介護予防の推進に資するOT, PT, ST指導者育成事業 (略)</p>	<p>(20) 介護予防の推進に資するOT, PT, ST指導者育成事業 (略)</p>
<p>(24) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業 (略)</p>	<p>(21) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業 (略)</p>
<p>(25) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 イ～ロ (略)</p>	<p>(22) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 イ～ロ (略)</p>
<p>(26) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業 (略)</p>	<p>(23) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業 (略)</p>
<p>(27) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業</p>	<p>(24) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業</p>

新	旧
<p>介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。</p> <p>なお、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）<u>又は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型 保育事業助成金）</u>の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業による財政支援は受けられないことに留意されたい。</p> <p><u>(28)</u> 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業 （略）</p> <p><u>(29)</u> 子育て支援のための代替職員のマッチング事業 （略）</p>	<p>介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。</p> <p>なお、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）の支給を<u>受けた</u>介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度のみならず、本事業による財政支援は受けられないことに留意されたい。</p> <p><u>(25)</u> 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業 （略）</p> <p><u>(26)</u> 子育て支援のための代替職員のマッチング事業 （略）</p>

新	旧
<p>(別葉1)</p> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県 知 事 (印)</p> <p>医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について</p> <p>標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②及び④の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。</p> <p>1 〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②及び④の全ての事業が完了した日 _____ 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>2 交付精算額</p> <p>(1) 医療介護提供体制改革推進交付金 金 _____ 円</p> <p>(2) 地域医療対策支援臨時特例交付金 金 _____ 円</p> <p>3 添付書類</p> <p>地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告書 (写) (事業完了年度分)</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>(別葉2)</p> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県 知 事 印</p> <p>医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について</p> <p>標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。</p> <p>1 〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了した日 _____ 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>2 交付精算額</p> <p>(1) 医療介護提供体制改革推進交付金 金 _____ 円</p> <p>(2) 地域介護対策支援臨時特例交付金 金 _____ 円</p> <p>3 添付書類</p> <p>地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告書(写) (事業完了年度分)</p>	<p>(新設)</p>

新

旧

(別葉3)

(新設)

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働大臣 殿

都道府県 知事 (印)

地域医療介護総合確保基金の精算完了後の納付等について

標記について、次のとおり納付等が生じたので報告する。

1 納付等が生じた基金の交付年度 _____ ○○年度

2 納付等が生じた事業名 _____

3 納付額

(1) 医療介護提供体制改革推進交付金 金 _____ 円

(2) 地域医療対策支援臨時特例交付金 金 _____ 円

(3) 地域介護対策支援臨時特例交付金 金 _____ 円

4 添付書類

- ・ 原因・経緯等の概要をまとめた資料

(別紙様式1)

番 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇〇都道府県知事 印

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく●●年度事業実施状況報告について(病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業及び医療従事者確保事業)

1 基金保管実績
(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

2 基金運用実績
(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業実施状況
(1) 〇〇年度基金積み立て分
(ア)事業実施計画 (単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実事業費	基金充当額	平成〇〇年度実事業費			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	国負担分(2/3)		
							都道府県負担分(1/3)	消費増収分	上乗せ分	
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
円	円	%	

(2) 〇〇年度基金積み立て分
(ア)事業実施計画 (単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実事業費	基金充当額	平成〇〇年度実事業費			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	国負担分(2/3)		
							都道府県負担分(1/3)	消費増収分	上乗せ分	
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
円	円	%	

4 添付資料
(1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
(2)その他参考となる資料

(別紙様式1)

番 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇〇都道府県知事 印

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく平成〇〇年度事業実施状況報告について(病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業及び医療従事者確保事業)

1 基金保管実績
(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

2 基金運用実績
(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業実施状況
(1) 平成〇〇年度基金積み立て分
(ア)事業実施計画 (単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	平成〇〇年度実事業費	基金充当額	平成〇〇年度実事業費			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	国負担分(2/3)		
							都道府県負担分(1/3)	消費増収分	上乗せ分	
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
円	円	%	

(2) 平成〇〇年度基金積み立て分
(ア)事業実施計画 (単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	平成〇〇年度実事業費	基金充当額	平成〇〇年度実事業費			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	国負担分(2/3)		
							都道府県負担分(1/3)	消費増収分	上乗せ分	
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
円	円	%	

4 添付資料
(1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
(2)その他参考となる資料

(別紙様式2)

番 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

〇〇〇都道府県知事 印

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく●●年度事業実施状況報告について(介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業)

1 基金保管実績
(介護施設等整備事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(介護従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

2 基金運用実績
(介護施設等整備事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(介護従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業実施状況
(1) ○○年度基金積み立て分
(ア)事業実施計画 (単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実績	基金充当額	基金負担分(1/3)			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	国負担分(2/3)		
							消費増徴分	上乗せ分		
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
円	円	%	

(2) ○○年度基金積み立て分
(ア)事業実施計画 (単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実績	基金充当額	基金負担分(1/3)			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	国負担分(2/3)		
							消費増徴分	上乗せ分		
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
円	円	%	

4 添付資料
(1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
(2)介護施設等の整備に関する事業の実施状況について(別添様式1)
(3)●●年度における介護施設等の整備に関する事業の整備状況等について(別添様式2-1~2-3)
(4)その他参考となる資料

(別紙様式2)

番 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

〇〇〇都道府県知事 印

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく平成○○年度事業実施状況報告について(介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業)

1 基金保管実績
(介護施設等整備事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(介護従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

2 基金運用実績
(介護施設等整備事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(介護従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業実施状況
(1) 平成○○年度基金積み立て分
(ア)事業実施計画 (単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	平成○○年度実績	基金充当額	基金負担分(1/3)			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	国負担分(2/3)		
							消費増徴分	上乗せ分		
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
円	円	%	

(2) 平成○○年度基金積み立て分
(ア)事業実施計画 (単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	平成○○年度実績	基金充当額	基金負担分(1/3)			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	国負担分(2/3)		
							消費増徴分	上乗せ分		
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
円	円	%	

4 添付資料
(1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
(2)介護施設等の整備に関する事業の実施状況について(別添様式1)
(3)平成○○年度における介護施設等の整備に関する事業の整備状況等について(別添様式2-1~2-3)
(4)その他参考となる資料

新

(別添様式1) 都道府県名: _____

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホーム(※1) (合築・併設の加算分)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活 介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
都市型経費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイの整備(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
空き家を活用した整備分							
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

旧

(別添様式1) 都道府県名: _____

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホーム(※1) (合築・併設の加算分)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
(新設)							
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活 介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
都市型経費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイの整備(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
空き家を活用した整備分							
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

新

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

都道府県名:

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
訪問介護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
看護小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
都市型経費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 ※施設種別欄については、転換した介護老人保健施設等の名称を記載すること

	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

旧

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

都道府県名:

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
(新設)							
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
訪問介護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
(新設)							
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
看護小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
都市型経費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 ※施設種別欄については、転換した介護老人保健施設等の名称を記載すること

	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

新

都道府県名:							
(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業							
施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
【本体施設(※1)】							
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域密着型特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
都市型経費老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
【合築・併設施設】							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイ	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
本体施設計(※1の合計)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

旧

都道府県名:							
(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業							
施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
【本体施設(※1)】							
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
(新設)							
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域密着型特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
(新設)							
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
都市型経費老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
【合築・併設施設】							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイ	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
本体施設計(※1の合計)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

新

都道府県名:							
(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業							
施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
既存施設のユニット化改修							
特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
介護療養型医療施設の改修により転換した施設	人	人	人	人	人	人	人
ユニット化定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
特別養護老人ホーム(多床室)プライバシー保護のための改修							
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 ※施設種別欄については、転換した介護老人保健施設等の名称を記載すること							
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

旧

都道府県名:							
(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業							
施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
既存施設のユニット化改修							
特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	人	人	人	人	人	人	人
(新設)							
介護療養型医療施設の改修により転換した施設	人	人	人	人	人	人	人
ユニット化定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
特別養護老人ホーム(多床室)プライバシー保護のための改修							
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 ※施設種別欄については、転換した介護老人保健施設等の名称を記載すること							
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

新															
(別添様式2-1)															
■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく整備状況について(地域密着型サービス等整備助成事業分)															
都道府県名: _____															
番号	A 整備の計画(年度当初)				B 整備の実績(決算時)								当該事業のための基金積立年度	備考	
	管内市町村名	施設種別	定員数(人)	着工(予定)年月日	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	総事業費(千円)	延床面積(m ²)	竣工年月日	補助単価(千円)			補助額計(千円)
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
合計															

- ・「地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業)」の対象施設について、記載すること。
- ・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等に記載すること(基金・交付金を活用せず事業者が全額自己財源によって整備するものを含む)。
- ・「A 整備の計画(年度当初)」欄には、年度当初の整備計画について、「B 整備の実績(決算時)」欄には、基金の決算時の整備実績について記載すること。
- ・「A 整備の計画(年度当初)」に記載した定員数等に対して、設置主体等が複数あるような場合は、当該番号に枝番号を付して、列を追加して追記すること(例:番号1-1,1-2)。
- ・「定員数(人)」欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員を記載すること。
- ・「着工(予定)年月日」欄には、工事に着工する年月日(予定)を記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等に記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称に記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「延床面積(m²)」欄は、当該建物について記載すること。
- ・「竣工年月日」欄には、当該建物が完成した年月日を記載すること。なお、決算時に当該建物が未完成であり、事業が継続中の場合は記載を要せず、その旨備考欄へ記載すること。
- ・「補助単価(千円)」欄には、地域密着型特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(ケアハウス、29名以下)は1床あたり単価を、それ以外は1施設あたり単価を記載すること。なお、全額自己財源の場合、記載を要しないこと。
- ・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。なお、全額自己財源の場合は、記載を要せず、また、基金による補助額の合計は、(1)表と一致させること。
- ・「備考」欄には、合築・併設の場合には「ア」を、空き家を改修した場合には「イ」を記載すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
- ・当該表は、電子媒体でも提出すること。

旧															
(別添様式2-1)															
■平成〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく整備状況について(地域密着型サービス等整備助成事業分)															
都道府県名: _____															
番号	A 整備の計画(年度当初)				B 整備の実績(決算時)								当該事業のための基金積立年度	備考	
	管内市町村名	施設種別	定員数(人)	着工(予定)年月日	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	総事業費(千円)	延床面積(m ²)	竣工年月日	補助単価(千円)			補助額計(千円)
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
合計															

- ・「地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業)」の対象施設について、記載すること。
- ・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等に記載すること(基金・交付金を活用せず事業者が全額自己財源によって整備するものを含む)。
- ・「A 整備の計画(年度当初)」欄には、年度当初の整備計画について、「B 整備の実績(決算時)」欄には、基金の決算時の整備実績について記載すること。
- ・「A 整備の計画(年度当初)」に記載した定員数等に対して、設置主体等が複数あるような場合は、当該番号に枝番号を付して、列を追加して追記すること(例:番号1-1,1-2)。
- ・「定員数(人)」欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員を記載すること。
- ・「着工(予定)年月日」欄には、工事に着工する年月日(予定)を記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等に記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称に記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「延床面積(m²)」欄は、当該建物について記載すること。
- ・「竣工年月日」欄には、当該建物が完成した年月日を記載すること。なお、決算時に当該建物が未完成であり、事業が継続中の場合は記載を要せず、その旨備考欄へ記載すること。
- ・「補助単価(千円)」欄には、地域密着型特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(ケアハウス、29名以下)は1床あたり単価を、それ以外は1施設あたり単価を記載すること。なお、全額自己財源の場合、記載を要しないこと。
- ・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。なお、全額自己財源の場合は、記載を要せず、また、基金による補助額の合計は、(1)表と一致させること。
- ・「備考」欄には、合築・併設の場合には「ア」を、空き家を改修した場合には「イ」を記載すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
- ・当該表は、電子媒体でも提出すること。

新

(別添様式2-2)

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について
(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業分)

都道府県名: _____

番号	事業の実績(決算時)												当該事業のための基金積立年度	備考	
	管内市町村名	事業区分	施設種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	着工等(予定)年月日	事業開始年月日	総事業費(千円)	補助単価(千円)	補助額計(千円)			
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
合計															

- ・「地域医療介護総合確保基金(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業分)」の対象施設について、記載すること。
- ・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。
- ・「事業区分」欄は、「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」又は「定期借地権設定のための一時金の支援事業」を記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称を記載すること。
- ・「定員数(人)」欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員を記載すること。
- ・「着工(予定)年月日」欄には、当該施設等の開設準備等に必要となる期間の開始日を記載すること。
- ・「事業開始年月日」欄には、当該施設の事業の開始年月日を記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「補助単価(千円)」には、「事業区分」で定めている補助単価を記載すること。
- ・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。
- ・「定期借地権設定のための一時金の支援事業」分の「備考」欄には、本体施設の場合は「ア」を、合築・併設施設の場合は「イ」を記入すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
- ・当該表は、電子媒体でも提出すること。

旧

(別添様式2-2)

■平成〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について
(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業分)

都道府県名: _____

番号	事業の実績(決算時)												当該事業のための基金積立年度	備考	
	管内市町村名	事業区分	施設種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	着工等(予定)年月日	事業開始年月日	総事業費(千円)	補助単価(千円)	補助額計(千円)			
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
合計															

- ・「地域医療介護総合確保基金(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業分)」の対象施設について、記載すること。
- ・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。
- ・「事業区分」欄は、「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」又は「定期借地権設定のための一時金の支援事業」を記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称を記載すること。
- ・「定員数(人)」欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員を記載すること。
- ・「着工(予定)年月日」欄には、当該施設等の開設準備等に必要となる期間の開始日を記載すること。
- ・「事業開始年月日」欄には、当該施設の事業の開始年月日を記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「補助単価(千円)」には、「事業区分」で定めている補助単価を記載すること。
- ・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。
- ・「定期借地権設定のための一時金の支援事業」分の「備考」欄には、本体施設の場合は「ア」を、合築・併設施設の場合は「イ」を記入すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
- ・当該表は、電子媒体でも提出すること。

新

(別添様式2-3)

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

都道府県名: _____

番号	整備の実績(決算時)											当該事業のための基金積立年度	備考			
	管内市町村名	事業区分	施設種別	改修等の種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	総事業費(千円)	延床面積(m ²)	着工(予定)年月日			竣工年月日	補助単価(千円)	補助額計(千円)
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
合計																

- ・「地域医療介護総合確保基金(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)」の対象施設について、記載すること。
- ・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。
- ・「事業区分」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1の2の(4)の7~9の事業を記載すること。
- ・「施設種別」欄は、介護療養型医療施設の転換に関する事業の場合は、転換後の施設名を記載すること。
- ・「改修等の種別」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1の2の(4)の7の事業については、「個室→ユニット」又は「多居室→ユニット」を記載し、別記1の2の(4)の8の事業については、「創設」、「改築」、「改修」のいずれかを記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称を記載すること。
- ・「定員数(人)」「延床面積(m²)」欄は、改修事業の場合については、改修を行った床数及びその延床面積について記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「着工(予定)年月日」欄には、工事に着工する年月日(予定)又は、当該施設等の開設準備に必要な期間の開始日等を記載すること。
- ・「竣工年月日」欄には、当該建物が完成した年月日を記載すること。なお、決算時に当該建物が未完成であり、事業が継続中の場合は記載を要せず、その旨備考欄へ記載すること。
- ・「補助単価(千円)」には、「事業区分」で定めている補助単価を記載すること。
- ・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
- ・当該表は、電子媒体でも提出すること。

旧

(別添様式2-3)

■平成〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

都道府県名: _____

番号	整備の実績(決算時)											当該事業のための基金積立年度	備考			
	管内市町村名	事業区分	施設種別	改修等の種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	総事業費(千円)	延床面積(m ²)	着工(予定)年月日			竣工年月日	補助単価(千円)	補助額計(千円)
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
合計																

- ・「地域医療介護総合確保基金(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)」の対象施設について、記載すること。
- ・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。
- ・「事業区分」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1の2の(4)の7~9の事業を記載すること。
- ・「施設種別」欄は、介護療養型医療施設の転換に関する事業の場合は、転換後の施設名を記載すること。
- ・「改修等の種別」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1の2の(4)の7の事業については、「個室→ユニット」又は「多居室→ユニット」を記載し、別記1の2の(4)の8の事業については、「創設」、「改築」、「改修」のいずれかを記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称を記載すること。
- ・「定員数(人)」「延床面積(m²)」欄は、改修事業の場合については、改修を行った床数及びその延床面積について記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「着工(予定)年月日」欄には、工事に着工する年月日(予定)又は、当該施設等の開設準備に必要な期間の開始日等を記載すること。
- ・「竣工年月日」欄には、当該建物が完成した年月日を記載すること。なお、決算時に当該建物が未完成であり、事業が継続中の場合は記載を要せず、その旨備考欄へ記載すること。
- ・「補助単価(千円)」には、「事業区分」で定めている補助単価を記載すること。
- ・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。